

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱（平成24年鹿屋市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第7項の表10ポイントの項中「1,000円」を「現金1,000円又は1,000円」に、同表20ポイントの項中「2,000円」を「現金2,000円又は2,000円」に改める。

別表第1介護人材確保ポイントの部を次のように改める。

介護 人材 確保 ポイント	参加型	事業	市が認める介護分野への入門的研修等の各種研修に関する事業
		活動内容	(1) 市が認める介護分野への入門的研修等の各種研修の受講 (2) その他市長が認める活動
	ボランティア型	事業	(1) 高齢者の通いの場、認知症カフェ、介護保険施設等における介護の周辺業務 (2) 在宅高齢者等の生活支援に関する事業
		活動内容	(1) レクリエーション等への参加支援 (2) お茶出し、食堂内での配膳等の補助 (3) 散歩、外出及び館内移動の補助 (4) 施設入所者等の話し相手 (5) 施設等職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (6) 生活支援に関するボランティア活動 (7) その他市長が認める活動

別記第4号様式中「（30ポイント以上のみ）」を削る。

附 則

- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- この要綱による改正後の鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイントの付与対象となる事業及び活動（以下「ポイント付与対象活動」という。）について適用し、同日前のポイント付与対象活動については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。